

# チリの選挙制度の歴史的変遷に関する一考察(Ⅰ)

——民政化以後の選挙制度改革問題と関連して——

吉 田 秀 穂

はじめに

- I 前史 (1833~1925年)
  - II 1925年憲法体制 (1925~73年) (以上, 本号)
  - III 1980年憲法体制 (1973~89年) (以下, 次号)
  - IV エイルウィン政権の改革課題 (1990年~)
- おわりに

## はじめに

チリは1990年3月に民政移管し、現エイルウィン(P. Aylwin)政権は民主化を進めている。現在の大きな課題に「政治改革問題」(政治浄化, 選挙制度改革, 選挙資金公的助成, 地方選挙の実施など)がある。そのなかで最も重要なのが、旧軍事政権が制定した議会議員の選挙制度を変えることを意図している選挙制度改革問題である。本稿は、この問題の背景を探るために、チリの選挙制度の歴史を概観するとともに、現代の政治のあり方のいくつかの特徴を指摘し、現在進行中の選挙制度改革の現状を見ようとするものである。

ラテンアメリカ諸国の政治制度は、概ね、大統領制である。この制度のもとでは、大統領と議会議員は別々に国民の直接投票によって選出され、議院内閣制と違って、行政府と立法府とが一応切り離されている。そこでの政権は、長期にわたって一党優位・単独政権であるメキシコ、多党制・連合政権であるチリを典型として、さまざまである。こうした相違はその国の政治、政党のあり方

や議会の選挙制度と関係がある(注1)。

周知のように、議会議員の選挙制度には「多数代表制」と「比例代表制」という2大類型がある(注2)(第1表参照)。

「多数代表制」は、候補者の得票順に議席を確定する。その代表例はイギリスなどにある選挙区の議員定数が1の例である(「小選挙区制」)。「多数代表制」といえば、普通、この「小選挙区制」を指す。この「小選挙区制」においては、たとえば、複数の候補者のうち第1位となった候補者が得票率が40%でも当選し、残り60%は死票となる(このため、フランスのようにこれを不公平であるとして、50%以上の得票率を課している例もある。50%未満の場合は、再選挙が行なわれる)。要するに、「多数代表制」のうちの「小選挙区制」では少数派は議席

第1表 代表的選挙制度

選挙区	議員定数(人)	多数代表制	比例代表制
小選挙区	1	○	×
中選挙区	3~5	△	○
大選挙区	6以上	△	○

○=代表的。△=非代表的。×=なし。

(出所) 筆者作成。

(注) この表の選挙区の議員定数のうち、中選挙区の上限(=5)、大選挙区のその下限(=6)、すなわち、選挙区の定義、はさまざまに諸説があり、確定的なものではない。確定的なのは小選挙区だけである。ここでの例は、便宜的に日本の例を基準にしている。それゆえ恣意的である。

を獲得できないので、以下に述べる「比例代表制」に比べれば非民主的ではあるが、2大政党制・単独政権になる傾向があるとともに、統治性に優れ、また政権交代の可能性も大きいとされている。

また「比例代表制」は、ヨーロッパや中南米諸国に多く、現在先進28カ国のうち20カ国で実施されていて<sup>(注3)</sup>、政党の得票率に比例して議席を確定するため国民の多様な政治的見解を反映する機会が大きいので、民主的ではあるが、多党制・連合政権になる傾向があり、しかも諸政党間のイデオロギー・方針の相違に起因する政権内部での不一致、議会で多数派形成の困難さなどから、政権としては往々にして不安定になる傾向があるとされている。

もとより、この選挙制度と政党・政権のあり方には例外はある<sup>(注4)</sup>。また以上は2大類型であって、現実にはこの2大類型を組み合わせで実施している例や、これらとは異なった制度も世界には多数ある<sup>(注5)</sup>。

このように選挙制度にはいろいろあるが、傾向としては、2大類型の選挙制度に限っていえば、選挙制度のあり方が政党や政権のあり方を決める、あるいはそれに大きな影響を及ぼす、とされている。しかし、一般的には選挙制度のあり方は、その国の歴史、社会、政治状況、政党などのあり方と何らかの関連があつて、これらから自由な独立変数ではない。それとともに、選挙制度は有権者と政党、政治権力とのあいだの媒介項のひとつであり、また変更可能であることから、政治権力の側から見ると政治技術的な側面をも合わせ持っている。そして政党政治が発達している国々では、選挙制度そのものは普通かなりの長期間継続し、それが政権、政党、政治のあり方を規定する傾向があるので、選挙制度が見直され、改編されると

きは、その国の政治や社会に大きな変化があるときが多いという見解もある<sup>(注6)</sup>。

チリでは普通選挙法は1874年に施行され、選挙制度として定数と同じ数の候補者を連記する「累積連記投票制」が導入された。そして1925年には新憲法が制定されると同時に「比例代表制」の中・大選挙区制、しかも各政党の得票数を整数で除して議席を配分するドント式と呼ばれるそれが導入された（これは現在日本の参議院比例区で当選決定に使われている方式と同じである。しかし、後に見るように、チリの例では、政党があらかじめ当選順位を決めた名簿を提出する、いわゆる「拘束名簿式」ではなかった）。そしてチリは19世紀の末以来多党制で、特に1925年以後の歴代の政権は、そのほとんどが連合政権であり、30年代初期の大恐慌期とアジェンデ(S. Allende)政権期(70~73年)を除き、安定的であった。よって、チリのケースは、「比例代表制」に関する通説と、安定的であったという点で異なっているが、概ねほぼ通説に近い状況であったといつてよいであろう。また、この「比例代表制」の施行期間にチリでは、選挙制度の他の諸要素——参政権の拡充、選挙人登録の促進、その他——の充実も図られ、1970年に至って、普通選挙法の完成をみた。

1973年のクーデター以来16年半続いたチリのピノチェー(A. Pinochet)軍政は、反共産主義と政権(大統領制)の安定を求めようとする立場から、それまでの「1925年憲法」体制下での政治制度を大幅に改編して、それを「1980年憲法」で制度化し、選挙制度を「小選挙区制」に似た「多数代表2名制」に変更して「2大政党制」の創出を企て、さらに88年10月の次期大統領信任国民投票でピノチェー将軍が敗北するや、これに修正を加えて保守勢力に有利な制度に変更し(「修正多数代表2名

制)、89年12月の選挙(上院・下院議員選挙)で実施した。その結果、下院では現エイルウィン政権派が勝ち、上院は旧軍政派が「作られた多数派」となり、いわゆる「上院のねじれ現象」が生じたが、チリの政治の伝統的な特徴であった多党制・連合政権という構図は変わらなかった。本論で見るように、この「修正多数代表2名制」は、チリにしか現存しない選挙制度である。1992年6月28日の地方選挙、93年12月の大統領・議会選挙を控えて、民主化を進めている現政権は、他の政治改革問題とともに、従来の「比例代表制」への復帰をめざし格闘中である。これがその「選挙制度改革問題」である。

このようにチリでは大統領制という政治制度を維持しつつ、選挙制度が約50年ごとに変更されてきたという歴史があるが、興味深いのは、選挙制度が変更される際に、1925年以後は、時の政治権力は政治制度のあり方を含めて、欧米諸国の例や、先に示した「多数代表制」、「比例代表制」という選挙制度に関する通説を参考にし、検討しながら、導入した、という事実である。軍事政権もそうであった。またチリでは19世紀の末以来多党制が支配的となって定着してきたが、この傾向は1925年以後は「比例代表制」下で、一層顕著となったのである。このことはチリ社会における政治的多元性が政治文化であることを示している。本稿で主として1925年以降の選挙制度を扱う理由のひとつはそうしたことにもよる。要するに、軍事政権の試みにはそもそも無理があったと見てよい。民主化を進めている現政権が選挙制度を元の「比例代表制」に戻そうとしている理由の一端はここにある。

本稿の構成は、最初に1925年以前のチリの政治体制・政党・選挙制度の歴史の大筋を「前史」と

して概観し、次に選挙制度として25年に「比例代表制」が導入された経緯、その後の制度としての充実、多党制の展開、特徴、問題点を示し、さらにピノチェー軍政下で最初に「多数代表2名制」が導入され、後に「修正多数代表2名制」に変更された経緯、その特徴を示し、最後に89年の総選挙の結果を概観し、現政権の選挙制度改革の現状を見、最後に民主化と選挙制度についての筆者なりのまとめを行なうことにする。

(注1) 中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』経済協力シリーズ140 アジア経済研究所 1988年。

(注2) ただし、このうち、「多数代表制」という用語は、日本では、選挙区での議員定数の如何を基準にして、「小選挙区制」、「中選挙区制」、「大選挙区制」という呼び方が一般的であり、「比例代表制」は、普通、「比例代表制」のなかの「大選挙区制」を指すものとして使われている。

(注3) Godoy Arcaya, Oscar, "El sistema electoral: grandes opciones," *Revista de Ciencia Política*, edición especial, 1988年9月/山口定『政治体制』東京大学出版会 1989年。

(注4) この議会の選挙制度と政党・政権のあり方(比例代表制→多党制→連合政権、「小選挙区制」→2大政党制→単独政権)とそれぞれの特徴に関する図式は1945年にフランスの政治学者デュヴェルジェ(Maurice Duverger)によって検証・提起され、普通「デュヴェルジェの法則」と呼ばれている。この後、さまざまな学者による研究があり、法則とまではいい難いとはいえ、基本的な傾向としては確認されている現象である。石川真澄『選挙制度——ほんとうはどう改革すべきか——』岩波ブックレットNo.172 岩波書店 1990年/Sartori, Giovanni, "La influencia de los sistemas electorales," *Estudios Públicos*, 第17号, 1985年夏/Nohlen, Dieter, "El análisis comparativo de sistemas electorales, con especial consideración del caso chileno," *Estudios Públicos*, 第18号, 1985年秋/Mainwaring, Scott, "Politicians, Parties, and Electoral Systems: Brazil in Comparative Perspective," *Comparative Politics*, 第24巻第1号, 1991年10月/Cea Egaña, José Luis, "Representación polí-

tica y sistema electoral,” *Revista de Ciencia Política*, edición especial, 1988年9月。

なお、イギリス、アメリカなどの例外はあるが、普通、政治的民主主義が成熟し、自由で競争的な政党政治が発達し、国民の価値観が多様化していくにつれて、選挙制度は「比例代表制」か、もしくはこれに近いものに収斂、ないし接近していくとされている。しかし、政党政治が未発達・定着していない「若い国々」、あるいは「地域主義的傾向が大で、多様で異質な人種(étnicos)・言語を抱え、宗教的・イデオロギー的相違・対立が大きい国々」では、統治性という観点から、多党制を導きがちな「比例代表制」は選挙制度として不利であり、「小選挙区制」が採用されがち、という見解がある。Sartori, 前掲論文。

(注5) 西平重喜『比例代表制——国際比較にもとづく提案——』中公新書615 中央公論社 1981年/山口前掲書。ちなみに、日本の衆議院の現行「中選挙区制」は「多数代表制」のなかの「中選挙区制」である。この「中選挙区制」は、世界的に見て珍しいが、「比例代表制」のなかの中選挙区制と、完全にはないが、結果的にはほぼ一致することから「準比例代表制」とされることもある。参議院は「中選挙区制」と「比例代表制」の大選挙区制との並立制である。なお本稿では混乱を避けるために、「多数代表制」のなかの「諸選挙区制」は括弧に入れ、「比例代表制」のなかの諸選挙区制は括弧には入れないことで区別することにした。

(注6) Cumplido Cereceda, Francisco, “Opciones para la elección del Congreso Nacional,” *Revista de Ciencia Política*, edición especial, 1988年9月。

## I 前史(1833~1925年)

チリは1818年にスペインから政治的に独立したが、政治的に安定し始めたのは、独立以後に「保守派(党)」と「自由派(党)」との争いが生じ、29年の内戦の後、保守派が勝利して政治権力を確立してからであった。そしてその政治権力のあり方を制度化したのが1833年憲法であった。この憲法は1925年に新憲法が制定されるまで存続した。

この憲法のもとで、チリは、政治制度としては、イギリスなどの「議院内閣制」とは異なった、行

政府の力が強力な「大統領制」を採り、また議会に上院と下院を設けてきた。

ただ1833年憲法制定の時に、政治制度としてイギリス型の「議院内閣制」の導入も検討されたが、政治的安定のために、強力な中央政権の創出が必要という見地からして、当時のチリの政治的実情に合わないとは断念された(注1)。そして大統領制、議会の2院制というこの政治制度は現在に至るまで基本的には変わっていない。

選挙は、当初は制限選挙であった。年齢、性別、財産の多寡、識字能力などの資格要件を設定して選挙権を少数の支配階層に制限したのである。大統領も少数の選挙人による間接選挙で選ばれた。特に1830年から71年までは保守派優位の“the Autocratic Republic”の時代とされており、この時期のチリは2大政党制であった(注2)。そして1857年には新たに急進党(Partido Radical)が生まれた。さらに1871年から91年までは今度は自由派優位の“the Liberal Republic”の時代といわれている。

その後、1874年12月12日に従来の選挙法が改正されて「普通選挙法」が制定され、識字能力のある21歳以上の成年男子に選挙権が与えられることになった。また議会の選挙制度として新たに「累積連記投票制」(el voto acumulativo)が導入され、小政党が代表を送れる可能性が生まれることとなった(注3)。すなわち、この「累積連記投票制」とは、「多数代表制」の一種で、複数定数の選挙区で投票人が定数と同じ数の候補者名を連記し、それが集計に際し合算され、得票が多い順に議席が与えられる方法である。集計に時間がかかり、選挙不正が生じやすいともされているが、複数政党が存在し、選挙区の定数が複数定数の中・大選挙区であれば、多党制を導く可能性は大きくなるの

研究ノート

である。この選挙制度は1925年に変更されるまで約50年間続いた。

そして、この時期に国民党(Partido Nacional)、民主党(Partido Democrático)が新たに結成され、政党の数は保守党(Partido Conservador)、自由党(Partido Liberal)、急進党を加えて5党になった。またさらに1891年の内乱から1925年までは“the Parliamentary Republic”の時代であったとされ、大統領が議会の圧力に従属した時代、すなわち「議会主義(parlamentarismo)の時代」であるとされている<sup>(注4)</sup>。この時期には新たに自由民主党(Partido Liberal Democrático)、民主独立党(Partido Democrático Independiente)が結成され、大きな政党数は計7党となった<sup>(注5)</sup>。要するに、1874年の選挙法改正前後からチリでは、政治的に多党化が進行していた。1879～83年のいわゆる「太平洋戦争」でチリは北部の硝石・銅資源と領土をペルー、ボリビアから獲得し、その後、経済発展が加速されたが、こうした多党化の背景には、この選挙制度と経済発展にともなう社会の多様化が貢献していたものと思われる。

19世紀の90年代以後の諸政党の様子的一端が窺

えるのが第2表と第3表である。1920年前後には議会での議席および得票率で過半数を超えた政党は存在せず、保守党、自由党、急進党を中心として多党化状況が定着し、その後も多党化状況が進行したことが分かる。先に示唆したように、チリの政治史では、普通、1891年以降1925年までは、大統領が議会の圧力に従属していた「議会主義の時代」とされている。こうしたことがどうして生じたのかについては、チリの政治に関する諸文献にはほとんど指摘されていないが、その背景には、それまでとは異なって、大統領を支えるに十分に強力なひとつの政党が力を失っており、かつ諸政党による行政府の政策への協力関係が希薄であったことが想定されうる。

そして1920年には大統領選挙が行なわれ、A・アレサンドリ(A. Alessandri)が選出された。この大統領選挙では、急進党・民主党・自由党が「自由同盟」(Alianza Liberal)を、国民党・保守党・自由党の一翼が「国民同盟」(Unión Nacional)を結成して、2陣営に分かれて戦った。このことに表われているように、この時期前後からチリの政治は1政党による単独政権が成立しにくい状況が生

第2表 議会の政党別構成(1894～1918年) (単位:議席)

年 議 会	1894		1897		1915		1918	
	上院	下院	上院	下院	上院	下院	上院	下院
保 守 党	12	29	11	25	8	28	8	25
自 由 党	8	27	9	27*	15	19	14	30
国 民 党	1	-	-	-	3	16	3	10
自由民主党	6	20	9	22	5	23	3	14
急 進 党	5	17	3	18	5	27	7	32
民 主 党	-	1	-	2	1	5	2	6
民 族 党	-	-	-	-	-	-	-	1

(出所) Vial Correa, Gonzalo, *Historia de Chile (1891-1973)*, Vol. II, サンティアゴ, Editorial Santillana, 1984年, 231～232, 595ページ。

(注) \*国民党を含む。-はゼロ。

第3表 議会選挙時の主要政党の得票率 (1912~73年)

(% )

年	保守党	自由党	キ民主党	急進党	社会党	共産党 <sup>2)</sup>	計
1912	21.6	54.0	-	16.6	-	-	92.2
1918	19.3	46.4	-	24.7	0.3	-	90.7
1921	19.2	35.4	-	30.4	1.4	-	86.4
1925	19.8	32.4	-	21.4	-	-	73.6
1932	16.9	15.8	-	18.2	5.7	-	56.6
1937	21.3	20.7	-	18.6	11.1	4.2	75.9
1941	17.1	14.0	3.4	21.7	16.7	11.8	84.7
1945	23.6	17.9	2.6	20.0	12.8	10.3	87.2
1949	22.7	18.0	3.9	21.7	9.3	-	75.6
1953	10.1	11.0	2.9	13.3	14.1	-	51.4
1957	13.8	15.3	9.4	21.4	10.7	-	70.6
1961	14.8	16.6	15.9	22.5	11.1	11.8	92.7
1965	5.3	7.5	43.6	13.7	10.6	12.7	93.4
1969	18.8 <sup>1)</sup>		31.3	13.6	12.8	16.6	93.1
1973	21.1		28.5	3.6	18.4	16.2	87.8

(出所) Huneeus, Carlos, "El sistema de partidos políticos en Chile : cambio y continuidad," *Opciones*, 1988年1~4月, 170ページ。

(注) 1) 1967年保守党と自由党が合併して国民党となった。2) 1948~58年の期間, 非合法化されていた。キ民主党=キリスト教民主党。

まれ, 多党制を前提として諸政党間の連合・対立の時代に入っていたことが分かる。

次にこの間の選挙における参政権, 特に投票権の推移を見よう。普通選挙法が導入されたのは1874年であったが, 普通選挙法とは名ばかりで, 21歳以上の識字能力のある成年男子のみに限られ, 女性の参政権は認められておらず, 地方選挙も存在しなかった。また, 当時は文盲率が高かったために, 1912年の選挙では, 選挙人登録者名簿に登録されていたのは59万8000人であった。1907年の人口センサスによれば, この年の総人口は323万1022人なので, 人口比だと約18%に相当する。また棄権率もきわめて高く, 投票したのは29万1000人であった。棄権率51%である。

このため1912年から新しく恒久選挙人名簿の作成が開始され, 9年ごとに更新されることになった。1921年に登録されていたのは38万8000人であ

った。1920年の人口センサスでは, この年の総人口は373万235人なので, 人口比だと約10%である。そしてさらに1922年にそれまでの選挙人名簿は廃棄され, 新しく選挙人名簿が作成された<sup>(注6)</sup>。

(注1) Campos Harriet, Fernando, *Historia constitucional de Chile : las instituciones políticas y sociales*, 第5版, サンティアゴ, Editorial Jurídica de Chile, 1977年。

(注2) 以下の大筋は, Gil, Federico, *The Political System of Chile*, ボストン, Houghton Mifflin, 1966年, 36~47ページ, によっている。

(注3) Cruz-Coke, Ricardo, *Historia electoral de Chile, 1925-1973*, サンティアゴ, Editorial Jurídica de Chile, 1984年, 35ページ。

(注4) Gil, 前掲書, 47~56ページ。なお "parlamentarismo" は普通「議院内閣制」を意味するが, ここでは立法院(議会)が行政府(大統領)に対して優位であった状況を指しているのので, 「議会主義」という用語を便宜的に使っておくことにする。「議院内閣制」では

ないからである。1891～1925年のチリの政治状況は「議院内閣制」とはほど遠いが、なぜかチリではこれを「議院内閣制」と等視する傾向が強く、用語上の混乱の原因になっている。

(注5) Gil, 同上書, 48～49ページ。

(注6) Cruz-Coke, 前掲書, 35～36ページ。チリの文盲率は1930年には25.3%, 70年には13.0%であった。1912, 20年の人口センサスは, Gemines, *Geografía económica de Chile*, サンティアゴ, Editorial Andrés Bello, 1982年, 82ページによった。見られるように, 選挙人登録人口は減少しているが, その理由は不明。

## II 1925年憲法体制 (1925～73年)

### 1. 政治・選挙制度の改正・整備

チリで議会(上院・下院)および地方議会の議員の統一的な選挙制度としてドント式の「比例代表制」(sistema proporcional)が導入されたのは, A・アレサンドリ大統領(1920～25年)のもとで政治的混乱が生じた際に, それまでの1833年憲法に代えて, 1925年憲法が制定されたときであった<sup>(注1)</sup>。

この新憲法には, 政教分離, 大統領の直接選挙制, 議会の上院・下院それぞれの権限の確定, 社会立法, その他, 大幅な改革が盛り込まれ, 総じてチリ政治・社会の「近代化」を促進するものとして, また国民の政治的・市民的諸権利も大幅に確認されているものとして, ラテンアメリカ諸国の憲法のなかでも最も民主的な憲法とみなされてきた。また, 新しい選挙制度も新たな選挙人登録制度, 選挙裁判所の設置などと一緒に導入された。

この1925年憲法における政治制度の特質について概観しておく。

国政レベルでは, 先に示唆したように大統領制で, 議会は上院・下院の2院制。地方政治レベルでは, 州(provincia)に州知事(intendente)・議会が置かれ, 県(departamento)に県知事(gobernador),

そして区(comuna)に区長または市長(alcalde)・区議会または市議会が存在した<sup>(注2)</sup>。

大統領制については, 1891～1925年の時期の「議会主義」に対する反動として「独立で強力な行政府」を確立する狙いから, 大統領の諸権限が拡大され, それまでの間接選挙から直接選挙(公選制)とされ, 任期も従来の5年から6年に延長, また連続再選は禁止されることになった<sup>(注3)</sup>。このため大統領は国民の直接投票で多数の支持を得た候補者が選出されることになったが, 1位の候補者が過半数の得票を得られなかった場合には, 上位2名の候補者のうちから上下両院の合同議会が多数で選出することとされた<sup>(注4)</sup>。

大統領は国家の元首であるとともに3軍の長であり, 多くの権限を有し, 戒厳令を議会の承認を得て公布でき, また3軍のそれぞれの長の任免権を持っていた。しかし内閣総辞職や議会の解散権はなかった。

議会については, 当初, 下院の議員数は25の選挙区から選出される132名で, 1選挙区あたりの議員定数の平均は5.4名強。任期は4年, 4年ごとに全員改選。上院のそれは9の選挙区から5名ずつ選出される45名で, 任期は8年, 4年ごとに半数改選とされていた。

下院と上院のそれぞれの選挙区と選出定数に関する基準は異なっていた。すなわち, 1925年憲法は, その第25条で「下院議員と上院議員は選出においてはさまざまな意見と政党を代表する上での効果的な比例性が実際に生ずるような手続きが取られる」とし, その第37条で「下院議員は州のなかの県単位, または近接する複数の県よりなる選挙区において, 住民3万人につき1人の割合で選出される, そうでない場合は住民1万5000人を下回ってはならない」とされていた<sup>(注5)</sup>。これに対

し第40条は上院議員について、「さまざまな地域の特性や利害を考慮して、法律が制定する複数の州の集合（いわゆる合区）からなる、9の選挙区で5名ずつ選出される」としていた<sup>(注6)</sup>。州の人口は州によって異なるので、選挙区における上院議員1人あたりの人口規模は選挙区ごとに最初から大きな違いがあった。そして実際に、上院議員の選出には第25条の比例性の規定は適用されず、人口規模には関係のない第40条の規定が優先されたのである。このことは、下院議員定数は人口増加・移動により変動があるのに対し、上院議員定数は必ずしもそうでないことを意味していた。

また地方政治であるが、州知事は大統領による任命制で、任期は3年。州議会議員は州の諸区役所 (municipalidades de provincia) によりそれぞれ任命され、州知事は州議会の議長である。県知事は州知事の推薦に基づき大統領が任命。任期は3年である。区議会議員（または市議会議員）であるが、区（または複数の区）での選挙で選出され、区長（または市長）は区議会議員（または市議会議員）が互選で選出していた。ただし、人口10万人以上の区の区長（または市長）は大統領による任命制であった。サンティアゴ (Santiago) 市、バルパライソ (Valparaíso) 市、ビーニャ・デル・マル (Viña del Mar) 市がこれに該当していた。地方政治のレベルで普通選挙で選出される唯一のケースである区議会議員（または市議会議員）の数は、法律で制定されるが、5名を下回ってはならず、かつ15名を上回ってはならないとされていた。任期は3年（1959年に4年に延長）であった<sup>(注7)</sup>。

以上は1925年憲法に明記されていたが、地方選挙は第2次A・アレサンドリ大統領期（1932～38年）の35年に初めて実施された。また州議会は遂に設置されなかった<sup>(注8)</sup>。

そして、選挙権であるが、1925年憲法の規定では、1874年の普通選挙法の規定が踏襲され、有権者は21歳以上の識字能力のある成年男子に限られ、女性は排除されていた。また、その有権者であるが、選挙人登録制度により、登録制になっていた。これは選挙資格のある当事者が登録局に出向いて登録するシステムである。登録しない限り選挙権は行使できない。

いずれにしても、1925年以後、チリの議会・地方議会の選挙区は、中・大選挙区であった。ただし、下院議員については、後出の第4表に窺えるように、厳密には小選挙区が1カ所だけある。

## 2. ドント式比例代表制

「比例代表制」には数多くの方式があるが、ドント式比例代表制と呼ばれる選挙制度はベルギーの数学者・統計学者であったドント (Victor D'Hondt) が19世紀の末に考案した方式であった<sup>(注9)</sup>。これが初めて実施されたのは、1900年のベルギーの下院議員選挙であり、それ以来、これが「民主主義」の観念に適合する「公正な」選挙制度として急速に普及し、第1次世界大戦終了直後の時点では、すでに12カ国において、しかも多くの場合、普通選挙と抱き合わせで一挙に取り入れられた<sup>(注10)</sup>。これは、選挙区における議員定数が1で、これをめぐって諸政党が争って「勝負をつける」「多数代表制」の「小選挙区制」と異なり、基本的に「順位をつける」方式である。そのため、議員定数が複数の中・大選挙区制で適用可能であり、少数派の意見を切り捨てる（小政党を排除する）「多数代表制」の「小選挙区制」と異なって、少数派の意見も政治に反映させる機会を与えるという意味で民主的とされている制度である。

選出方法は、選挙での各政党の得票数を1で割り、2で割り、3で割り……と続けていって、そ



の答えの大きい順に総定数が埋まるまで当選議員の配分を続けるというものである<sup>(註11)</sup>。このため、選挙区の総定数の如何によってはすべての少数派が議席を確保しようという保証はどこにもない。得票数が低ければ選出されない。あくまでも少数派に選挙での機会を与えるという方式にすぎない。大選挙区制のもとでより効果がある方式である。そしてこの方式は実は少数派に有利であるどころか、「実際にやってみると、得票数の多い大政党に有利になる傾向があることが指摘されている」<sup>(註12)</sup>。

チリでこの方式が取り入れられた理由はどこにあったか。この選挙制度を取り入れたA・アレサンドリ大統領自身はその『回想録』のなかで、欧米諸国、特にイギリスの「議院内閣制」・2大政党制を参照したことも明らかにして、これらはチリの実情に合わないとして、大統領制と多党制を擁護すると同時に、「比例代表制」を導入した理由についてこう述べている。「大政党 (los grandes partidos) に効率 (eficiencia) を与えるため」であり、「たとえ多くの欠点や短所があるとしても、それら (大政党——引用者) は民主主義体制の正常な機能のためには不可欠な諸機関に他ならないからである」と<sup>(註13)</sup>。

すなわち、多様な政治的意見を議会に反映させるとか、小政党・少数意見を尊重し議席を与える、といったことでは全くなかった。A・アレサンドリ大統領がこのドント式比例代表制の特質を熟知して導入したのかどうかは明らかではない。この方式がヨーロッパにおいて普及し始めていたということもあつたであろうが、1920年代にすでに複数政党化が定着していたチリの政治状況のもとで、自らも属する自由党などの大政党の政治的地位を補強することを企図して導入したことは疑いの余

地がないように思われる。

しかし、その後の展開は、第3表が示しているように、A・アレサンドリ大統領の見通しとは異なる様相を示した。大政党は時とともに凋落の傾向をたどると同時に、小党乱立の状況が進行した。また後に見るように、大統領も公選 (第1次選挙) では単独では過半数の票を獲得できず、1位になった候補が議会 (第2次選挙) の多数により選出されるという状態が続き、単独の政党の政権は1964～70年のキリスト教民主党 (Partido Demócrata Cristiano) 政権だけで、かくして政権のあり方も、複数政党による連合政権が支配的なものとして定着した。要するに、多党制・連合政権を導くとする「比例代表制」についていわれている定説どおりの状況が進行した。さらに1960年代以降は、中間派と左派の台頭を背景に、それまでの多党制的状況が整理されて、イデオロギーに基づく3大政治潮流 (右派・中間派・左派) が定着し、これらの非和協的な対立・抗争の結果、右派・中間派・左派の順に政権交代がなされ、70年にはアジェンデ社会主義政権が登場した。世界大恐慌の影響を受けて混乱した1930年代初期を除き、25年以來の政権で不安定であったのはこのアジェンデ政権のみであった。周知のように、1973年のクーデターでアジェンデ政権は打倒され、軍事政権が成立、これ以降、チリの政治は大きな改編を経験することになったのであつた。

なぜこのような展開になったか。これは民主的な政治・選挙制度の枠組のなかで、その後のチリ社会の変容とそこで政党政治のあり方がそういう方向へ導いていったのである。このことは選挙制度それ自体が生み出した事象ではない。なぜなら、一般的に、「比例代表制」は多党制・連合政権を導く、としても、多党制には一党優位、小党乱立

などいろいろな形態があり、具体的にどのような形態の多党制を導くかは、その社会の発展のあり様に関わることであって、制度それ自体が決めることではないからである。換言すれば、制度的枠組がチリに固有の具体的な事象の展開を許したということである。もしも議会の選挙制度が「比例代表制」ではなく「多数代表制」の「小選挙区制」であったならば、2大政党制に近い状態が生じたかも知れず、多党制・連合政権という事象は起きなかったかも知れない、という程度のことを意味している。

チリ社会の変容とそこでの政党のあり方とは何であったかといえ、ここでいいうるのは、大恐慌以後、経済政策として導入された保護主義、国家主導型の工業化、都市化であり、労働者・中産層の成長であった。このような背景のもとで、労働者・中産層の諸政党が結成され、成長していき、旧来の大地主・大資本の諸政党の緩慢な凋落、政党の多様化が進行したのであった。1960年代以降に生じた事態には、キューバ革命（59年）以後の、ラテンアメリカ諸国における革命と改良の時代の到来ということが影響しているのである。

### 3. 1973年までの展開と特徴および問題点

1925年憲法で導入された政治制度が73年のクーデターで崩壊させられるまでの状況を、参政権の拡充、定数・選挙区の変遷、有権者・投票資格者総数の動向、政党と政治のあり方の特徴、について見てみることにする。

#### (1) 参政権の拡充

これには、女性参政権の実現と普通選挙の完備がある。

1934年に至って、翌年35年の地方選挙に備えて女性の地方選挙における参政権が認められることになった。この時に外国人の投票権も地方選挙に

限り認められた。また1949年には女性の国政参政権も認められた<sup>(14)</sup>。これには副産物があった。

女性の選挙人登録は男性のそれとは別に整備され、投票も別々に行なうこととされた。投票の集計も同じである。このため、1949年以後は、すべての選挙において、各投票所・選挙区での男女別の有権者の投票結果・動向がおのずと分かる仕掛けになった。これを地域的に、そして全国的に集計すれば、男女の投票行動が一目瞭然に分かるのである。

また、1970年1月に、次期大統領選挙を控えて、当時のキリスト教民主党政権のもとで、憲法の修正が行なわれ、投票資格年齢が21歳から18歳に引き下げられ、かつ投票資格としての識字能力の有無も撤廃された。1874年の普通選挙法の施行以来、約100年経ったこの時に、チリでは選挙資格制限はすべてなくなり、普通選挙制度が完全に施行され、18歳以上の国民のすべてに選挙権が与えられることになった<sup>(15)</sup>。

#### (2) 定数・選挙区の変遷

1925年には24州と85県があったが、27年にはそれぞれ17、65に縮小された。先に見たように、1925年の議会議員選挙では、複数の州を集合して9の選挙区が創られて各選挙区5名、計45名の上院議員が、また複数の県を集合して25の選挙区が創られ、132名の下院議員が、それぞれ選出された。この時には1920年の人口センサスが利用された。

1932年の選挙では30年の人口センサスが使用され、下院議員の定数が142名に増やされ、37年には146名、41年には147名に、そして67年になると選挙区は27とされ、下院議員定数は150名に増やされた。しかし、1940年、52年、60年と人口センサスは行なわれたが、議員定数の是正には使われることがなく、30年のセンサスがそのまま使われ

第4表 議会議員選挙区・人口・定数等 (1964年)

(単位：人)

選挙区 州名	下院議員	人口 <sup>1)</sup>	人口/定数 <sup>2)</sup>	推定有権者数 <sup>3)</sup>	上院議員
1. Tarapacá	4	122,665	30,666	66,145	5
2. Antofagasta	7	214,090	30,584	115,295	
3. Atacama	2	114,277	57,139	58,333	5
4. Coquimbo	7	306,384	43,769	129,403	
5. Aconcagua	3	139,878	46,626	61,590	5
6. Valparaíso	12	613,405	51,117	339,490	
7. Santiago 1区	18	646,731	35,930	352,445	5
2区	5	594,184	118,837	318,104	
3区	5	924,708	184,942	552,326	
8. 4区	5	263,916	52,783	119,255	
9. O'Higgins	6	259,135	43,189	108,768	5
10. Colchagua	4	158,024	39,506	57,233	
11. Curicó	3	107,160	35,720	42,088	5
12. Talca	5	205,448	41,090	82,070	
13. Maule	3	79,304	26,435	31,383	
14. Linares	4	170,278	42,570	66,572	
15. Ñuble 1区	3	93,140	31,047	31,085	5
16. 2区	5	191,376	38,275	78,850	
17. Concepción	9	537,711	59,746	260,587	
18. Arauco	2	89,211	44,606	33,022	
19. Bío-Bío	4	167,286	41,822	64,385	5
20. Malleco	6	174,185	29,031	63,300	
21. Cautín	10	393,041	39,304	155,157	
22. Valdivia	5	255,109	51,022	75,534	5
23. Osorno	3	143,955	47,985	64,059	
24. Llanquihue	3	203,044	67,682	89,522	
25. Chiloé	3	98,662	32,887	41,424	
26. Magallanes	1	73,037	73,037	44,512	
計	147	7,339,344	49,928	3,501,937	45

(出所) Gil, Federico, *The Political System of Chile*, ボストン, Houghton Mifflin, 1966年, 210～211ページ。

(注) 1) 1960年人口センサス。

2) 下院議員の人口/定数比は筆者計算。

3) 1964年。

原表における明らかな誤りと思われる部分については修正した。

た。理由は不明である。定数問題が議論になったかどうかは定かではない。また上院議員の定数であるが、1967年に、選挙区である州の集合が1つ増やされて10とされ、定数は5名増の50名にされた。これが1973年まで継続した<sup>(注16)</sup>。

第4表は、1964年の時点での議会議員選挙区・議員定数の実態を表わしたものである。人口は1960年人口センサスに基づいている。筆者の手に1967年の改正時のデータがないので、データとしてはやや古いが、参考のためにあえて掲げておく。

この1964年時点では、下院議員1人あたりの人口規模は約5万人である。したがって1925年憲法の規定の精神にしたがえば、5万人が基準値とされるべきであり、2万5000人を下回ってはならない、となるはずである。この観点から見ると、人口/定数比はかなりのばらつきがある。ここで付

け加えておくと、このなかで、選挙区番号3のアタカマ (Atacama) は銅鉱山地帯、選挙区番号6、7、8のバルパライソ、サンティアゴは大都市圏、選挙区番号17のコンセプション (Concepción) も工業都市、選挙区番号22のバルディビア (Valdivia) も人口の多い地域である。特に、サンティアゴ2区、3区、が定数問題にひっかかることになることが分かる。また上院議員の人口/定数比は、たとえば、タラパカ・アントファガスタ (Tarapacá Antofagasta) 州 (下院議員選挙区の1、2に相当) とサンティアゴ州 (下院議員選挙区の7、8に相当) では、前者を1とすると後者はその7.2倍である。人口が多いところが不利になっているわけであるが、上院議員は1925年憲法の規定における定数の配分が人口規模にはよらないとする条項 (第40条) が優先されたので全く違憲というこ

第5表 チリの選挙人人口の推移 (1930~82年) (単位: 1,000人)

	人口センサス					
	1930	1940	1952	1960	1970	1982*
総人口	4,284	5,023	6,303	7,689	9,717	11,330
20歳以上人口	2,224	2,611	3,340	3,246	4,295	—
文盲人口	562	707	654	636	641	—
文盲率 (%)	25.3	27.1	19.8	16.4	13.0	—
有権者人口	1,662	1,904	2,686	3,246	4,295	8,074
選挙人登録人口	388	612	1,105	1,762	3,359	7,440
登録人口比率 (%)	23.3	32.1	41.1	54.4	82.3	92.1
登録/総人口比率 (%)	8.8	11.1	17.5	23.0	36.3	—

(出所) Cruz-Coke, Ricardo, *Historia electoral de Chile: 1925-1973*, サンティアゴ, Editorial Jurídica de Chile, 1984年, 37~38ページ。1982年人口は, *Boletín Mensual*, Banco Central de Chile, 第763号, 1991年9月, および "The Chilean Plebiscite: A First Step toward Democratization," *LASA Forum*, 1989年冬。

(注) \*1982年の有権者人口・選挙人登録人口・登録人口比率は88年国民投票時の数字。  
—は不明。この表は引用文献からそのまま引いたが、このデータにはひとつだけ不備がある。1960年の20歳以上人口が有権者人口と同じであるが、この年には識字能力が選挙資格条件であったので、有権者人口は20歳以上人口から文盲人口を引いた数字であるべきであろう。また1970年の有権者人口が20歳以上人口と数字的には同じであるが、投票資格年齢が18歳に引き下げられ、識字能力もはずされたので、ここは18歳以上人口とすべきであろうが、70年の選挙制度改革が実施されたのは71年からなので、70年まではこの表の数字でよいことになる。

第6表 ラテンアメリカにおける政治参加の推移 (1910~70年)

(%)

年	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	エクアドル	コロンビア	メキシコ	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ
1910	2.8	-	3.6	-	-	-	0.1	-	-	-	-
1920	8.5	-	-	4.5	6.7	7.0	5.9	-	-	12.9	-
1925/26	8.1	-	-	6.6	-	-	10.7	8.5	-	15.4	-
1930/31	12.3	3.8	-	6.5	-	11.3	12.8	11.0	6.2	18.0	-
1934/36	11.9	-	-	-	2.7	5.1	12.7	4.5	3.7	13.8	-
1940/41	13.4	-	-	8.9	3.2	9.5	11.8	-	5.6	20.0	-
1945/46	18.0	-	13.4	8.4	-	8.6	9.9	-	6.6	31.1	31.9
1949/51	-	8.1	15.6	8.2	8.6	8.1	8.4	-	-	38.3	-
1955/56	-	25.3	15.6	-	16.2	-	20.6	-	14.7	-	46.5
1958	-	14.1	20.0	17.1	-	27.3	22.6	-	-	40.7	41.6
1960/61	43.8	28.5	20.0	17.8	17.7	18.0	19.0	-	-	-	-
1962	-	30.0	19.6	-	15.2	20.9	-	-	-	44.8	-
1963	-	-	16.1	-	-	-	-	32.9	17.8	-	38.7
1965/66	42.4	29.4	20.6	27.4	-	15.8	-	19.5	-	45.5	-
1967	-	-	-	-	-	-	21.6	21.4	-	-	-
1968	-	-	-	-	15.1	12.1	29.4	-	-	-	37.7
1969	-	-	-	24.9	-	-	-	-	-	-	-
1970	-	-	-	30.2	-	18.2	27.7	24.7	-	-	-

(出所) Nohlen, Dieter, *Chile, Das Sozialistische Experiment*, ハンブルグ, Hoffmann und Campe, 1973年。  
第3表と同じ (168ページより引用)。

とではないであろうが、格差がこう大きくなると、政党政治の実態からいえば、いかにも不自然だという印象を受ける。

### (3) 有権者・投票資格者総数の動向

1925年憲法制定時において選挙人名簿に登録されていたのは30万2000人で、総人口392万9000人のわずか7.7%にすぎなかった。1925年憲法の信任国民投票で投票したのは13万4000人で総人口の3%前後であったことはすでに見た。選挙人登録が有権者の自発的登録制度であったこと、識字能力の有無が条件であったこと、女性が排除されていたことが、有権者の政治参加を一定程度阻害していたのである。

1935年の地方選挙に際して登録した女性有権者は7万6000人で、男性女性を合わせた全登録者の20%であった。また投票した女性は6万6000人で

あった。1970年には女性の選挙人登録人口は女性の有権者総数の47.7%にまで上昇した<sup>(註17)</sup>。

全体としての選挙人登録の1930年以後の推移は第5表に見ることができる。1952年に有権者人口が急増しているが、これは女性の国政参政権が49年に認められたことによること、有権者の登録率が50%を超えたのは60年以後であること、さらに70年に有権者人口が急増しているが、これは先に示唆したように選挙制度改革があったこと、また70年に登録人口比率が急増しているが、これはこの年がアジェンデ政権が成立した年であり、選挙制度改革を含めて、政党の側から未登録有権者に対して登録促進の働きかけがあったためと推定される。

次に、棄権率を見ておくと、1925年から73年までの期間、その平均棄権率(投票人口/選挙人登録

人口)は、大統領選が19.4%、議会選挙が23.2%、区議会(地方)選挙が26.2%であった。また1935年から70年までの女性の男性に比しての投票行動であるが、区議会選挙では平均して男性21.6%に比し、25.6%と棄権率がやや高く、大統領選では男性16.5%に比し、12.3%ときわめて低いものとなっている(注18)。

(4) 政党と政治のあり方の特徴

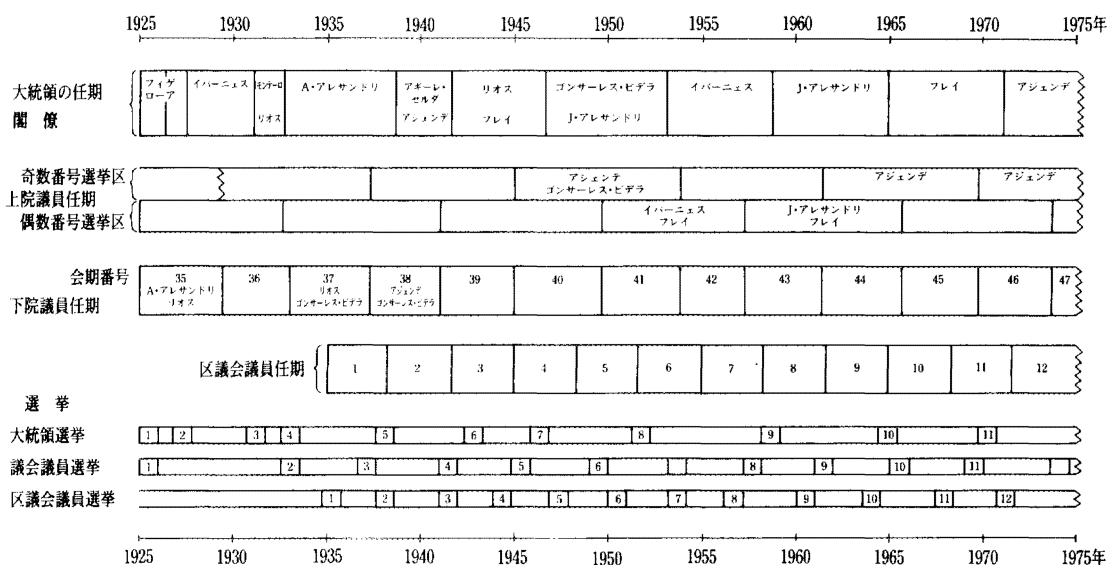
第6表を見よう。この表の数字の意味は、選挙における投票総数の総人口に対する比率である。歴史的に増えていったことが分かる。この数字の政治的意味は、民主化の程度、有権者の政治に対する関心度などいろいろに解釈しうるが、ある特定の国において選挙人登録が整備されていなければ、この数字は高くなりえないわけであるから、数字が高いほどその国においては選挙人登録は進んでいたことになる。これで見ると、ラテンアメリカの他の諸国に比してチリの場合は、その進展

の速度がかなり遅いことが分かる。その確定的な理由としていうるのは、投票権資格としての識字能力の有無・女性の参政権の制限であった。

ここで留意すべきは、ラテンアメリカ諸国は概ね大統領制であり、また社会が貧富の差が極端に激しい階級構成となっているため、選挙人登録が促進されれば、国民の政治参加が拡大されることを意味することであり、この数字が高い国であればあるほど、大統領選挙や議会議員の選挙を通じての大衆の政治的動員、すなわちいわゆるポピュリズムが発生する制度的背景が存在する可能性が大きいということをも意味することである。

チリについていえば、国民の政治参加の程度はかなり低く、ポピュリズムは大きくなかった。つまり、改革の手段として選挙制度が用いられたことは少なかったということである。第1図は、国政・地方政治のレベルでの選挙を図示したものである。1925年から73年までの大統領選挙が11回、

第1図 チリの選挙の歴史(1925~73年)



(出所) Cruz-Coke, Ricardo, *Historia electoral de Chile: 1925-1973*, サンティアゴ, Editorial Juridica de Chile, 1984年, 114ページ。

## 研究ノート

議会議員の選挙が12回、区議会議員選挙（地方選挙）が12回あったことが分かる。最初の項の「大統領の任期」の下に「閣僚」の項があり、リオス（J. A. Ríos）、アジェンデ、frey（E. Frei）といった名前が並んでいる。これらの政治家たちは時の大統領とは所属政党が違う。要するに、連合政権であったことも同時に示しているのである。さらに、「上院議員任期」、「下院議員任期」の項にも、同じ政治家の名前が出ている。これは、大統領になった政治家は、当初、下院議員になって政治家としてのスタートを切り、次に上院議員に転身し、そして大統領になる、という政治家として上昇していくコースが表現されている。そしてここで注目すべきは一番下の選挙の「まとめ」の部分である。ここから何が分かるかといえば、チリ社会は数年おきにいずれかの選挙を行っていた、もっといえば、チリ社会は始終選挙を行っていた社会、国民が常に政治的関心を持たされていた社会であったことである。

結論を先にいえば、チリは民主的な制度を備えており、大統領制で多党制・連合政権であったが、こうしたきれいな図式ができるということは、選挙がきちんと行なわれてきたことを意味する。と同時に、国政と地方政治は政党政治を軸に統合化されていて、大統領選挙、議会議員選挙、区議会議員選挙のそれぞれは相互に関連した選挙としての意味を持っており、諸政党はその都度これらの選挙の結果を検討し、踏まえながら、政治方針を練り、あるいは練り直して活動し、また次の選挙に備える行動を取っていたことを意味する。そして地方政治・国政の双方のレベルにおける政治は政治社会における「話し合い」「交渉」の穏健な政治スタイルが支配的で、また大衆の政治参加の進展が比較的緩慢であったために、政治状況は

安定していた、ということがいえ、事実そうであった。というのはそこでは多数派が少数派を数で圧倒して政策を実施する政治スタイルは取れなかったからである。これは別の見地からすると、思い切った政策は実施できず、「話し合い」と「交渉」に時間のかかる非能率的な政治状況と映る。チリの政治史において、時折、「強力な政府」の出現、あるいは創出が望まれる時期があるのはおそらくこうした理由による<sup>(註19)</sup>。選挙資格が民主化され、選挙人登録が80万を超え、東西の冷戦構造を背景とし、第三世界の解放という雰囲気の影響された、当時の「対決的な」政治状況のもとで、大衆動員・ポピュリスト的政策が出現した、アジェンデ政権期の状況は、歴史的にはこうした「話し合い」の政治スタイルが失われた例外的な事象であった、といえる。

ただし、比較的に安定的であったとはいえ、チリの政治に全く波乱がなかったかといえばそうではなく、1930年代大恐慌期にはクーデターや政変が相次いだし、またその後も軍人の反乱事件もあり、また特に共産党は迫害を受け、48年から10年間非合法化される、といったこともあった。

さて、次に多党制・連合政権の展開を見てみよう。チリでは1922年に共産党（Partido Comunista）が創設され、33年には社会党（Partido Socialista）、さらに57年にはキリスト教民主党が創設され、それまでの上層階級の諸政党以外に中産層、労働者・農民の政党が創設されていった。すなわち、チリでは1930年代以後の工業化・都市化を背景に、社会の多様化とその選挙制度のおかげで、多くの政党が創設されては消えていった。すなわち、1925年から73年までに議会に議員を送ることができた政党がイデオロギー上の右から左まで大小合わせて56、送ることができず解散になった政党が

32, 計88政党が存在した<sup>(注20)</sup>。

その状況は、1950年代末までの、政党乱立状況が支配的であるにもかかわらず、保守、中道の穏健な連合諸政権の時期と、それ以後の右派（自由党・保守党）・中間派（キリスト教民主党）・左派（急進党・共産党・社会党）の3大政治潮流へと整理されて、これらの諸潮流・政権間の三つ巴の激しい対立・抗争が出現した時期の2つに分けることができる。

すなわち、前者の時期においては、1932年から57年までは議会の政党数は常時10以上で、53年には19政党が存在した。そして後者の時期においては、1960年代になると議会の政党数は7以下となり、69年には5となり、73年には9となった<sup>(注21)</sup>。そしていずれの政党も過半数を占めることはなかった。この状況は第3表にも見ることができる。

こうした状況は大統領選挙にも反映された。たとえば、1932年から70年まで大統領選挙は8回実施されたが、候補者が過半数を獲得しえた選挙は4回であった。すなわち、1932年のA・アレサンドリ55.0%、38年の人民戦線(Frente Popular)政権のアギーレ・セルダ(P. Aguirre Cerda) 50.5%、42年の急進党のリオス56.0%、そして64年のキリスト教民主党のフレイ56.1%であった<sup>(注22)</sup>。過半数以上ではあったが、圧倒的な勝利というぐあいにはいかなかったのである。

後の4回であるが、1946年の急進党のゴンサレス・ビデラ(G. Gonzalez Videla) 40.2%、52年の無所属(保守)のイバーニェス(C. Ibañez) 45.3%、58年の無所属(保守)のJ・アレサンドリ(J. Alessandri) 31.6%、70年の左派のアジェンデ36.3%であった<sup>(注23)</sup>。これらの候補者は過半数を獲得できなかったため合同議会で選出された。

1950年代末以降の大統領選はそれまでとは異な

って、3大政治潮流相互間の対決の様相を帯びた。1964年にキリスト教民主党のフレイが当選したのは、58年の大統領選で左派のアジェンデが躍進し、自派勢力に有力な候補者不在で左派の勝利を憂慮した右派が候補者を立てずフレイ支持に回ったからであった。また特に社会主義的政策を採ったアジェンデ人民連合(Unidad Popular)政権は、合同議会でキリスト教民主党が支持したために成立したが、大統領選挙での得票率と議会での議席の構成から極端な少数派であったかのようなイメージがあるが間違いである。ただし、行政府が国民の直接投票である大統領制でなかったならば、すなわちイギリス型の議院内閣制であったならば、アジェンデ政権はイデオロギー上、また議会内少数派(第7表の人民連合勢力を参照)ということから、生まれえなかったであろうことは確実であり、さらにクーデターで打倒されるといういわゆる「チリの悲劇」が生じなかったであろうことも確実である。なぜなら、1973年の政治的危機に際し、チ

第7表 クーデター以前の議会の政党別構成 (1973年) (単位:議席)

	上院	下院
[人民連合]		
社会党	20	63
共産党	7	27
急進党	9	26
キリスト教左翼	2	5
統一人民行動運動	1	1
独立人民運動	0	2
人民社会同盟	0	2
人民社会同盟	1	0
[反人民連合]	30	87
キリスト教民主党	19	50
国民党	8	34
急進左翼党	3	1
急進民主党	0	2
計	50	150

(出所) 『世界政治資料』第402号 1973年4月10日。



リが大統領制ではなく議院内閣制であったならば、内閣の総辞職・議会解散・総選挙で信を国民に問うこともできたからである。

この多党制のため1932年以後のチリの政治においてはイデオロギーや政策が近似した諸政党による連合政権にならざるをえなかった。そして議会においても野党を無視することはできず、交渉と妥協を行ないつつ政局を運営した。連合政権でなかった単一政党政権、要するに例外は1964～70年のキリスト教民主党政権のみであったが、それでも上院では少数派で、議会对策に苦心したのである。

ここで、この節で述べた選挙制度にともなった問題点を記しておく。それは諸政党間の選挙協力と独立の(無所属の)候補者が当選しにくいという問題である。選挙制度としての「比例代表制」は独立の政党の存在を前提としているが、チリでは小党乱立に近い多党制に由来する多数派形成の困難に起因して、諸政党間の選挙協力を認めるか否かで政党法の内容が二転三転するという形で歴史的に揺れ動いてきた。チリの政党法は1930年代まできわめて緩く、伝統的な大政党が有権者の投票行動に大きな「影響力」を及ぼしていた。選挙干渉である。1940年代から60年代初めにかけて選挙制度の改正が行なわれ、政党による有権者への影響力排除の試みがなされた。その一環として、投票日の社会秩序・管理は1941年から軍隊の手に委ねられることになった。1949年(共産党非合法化の翌年)には政党以外は候補者を擁立できないこととされ、さらにその政党結成に関し、指導部の名簿や綱領の選挙登録局への提示など厳しい条件が課されることになった。このため、独立の(無所属の)候補者は以前から当選しにくかったが、この時以来、立候補することもきわめて困難になっ

た<sup>(注24)</sup>。しかし、政党間の協調・相乗りは許可されたので、1950年代には小政党の乱立状態が出現した。このため、1958年、62年の法律で新党結成に関し、1万名の署名が必要とされることになり、その効果もあって、60年代には政党の数はかなり縮小され、諸政党間の選挙協力はほとんどなくなった。しかし、1960年から上院議員の選挙に限って諸政党間の選挙協力が再び認められ、政党を基礎とした「比例代表制」は厳密には歪められることになった。そしてアジェンデ政権下の1971年に諸政党間の選挙協力ができなくなる憲法修正が行なわれた。しかし、翌年1972年には再び選挙協力が認められることになった<sup>(注25)</sup>。

(続く)

(注1) この1925年憲法は、国民投票による承認を経て1925年10月18日に制定・公布された。詳細については、Campos Harriet, 前掲書を参照のこと。また投票したのは13万4000人であり、それは総人口の3割に相当していた。Cruz-Coke, 前掲書, 35ページ。

(注2) 区(単数区または複数区)の役所は区役所または市役所(municipalidad)と呼ばれていた。本稿で表現上「区または市」としているのは、チリでは行政の最小単位は区であるが、その長は“alcalde”であり、これは市長と訳されることが多く、また区議会(congreso municipal)は普通、市議会と訳されることもあり、用語を統一することが困難であることに起因している。

(注3) Alessandri Palma, Arturo, *Recuerdos de gobierno*, 第2巻, サンティアゴ, Editorial Nascimento, 1967年, 161～204ページ。

(注4) Editorial del Pacifico, *Constitución Política de la República de Chile: texto con las últimas modificaciones*, サンティアゴ, 1973年8月, 第5章, “Presidente de la República”の章参照。

(注5) 同上憲法。この下院議員1人あたりの人口規模3万人という基準値の根拠は不明。ただし、1920年の総人口1373万235を下院議員総定数132で割ると2万8259となる。人口センサスの年から5年経っているので千の単位で四捨五入して3万人にした、と想定すると一応の説

明はつく。

(注6) 同上憲法。

(注7) 同上憲法 第88～106条。筆者の手元には資料がなく、この時のチリの区および区の選挙区の数などのくらいであったかは定かでない。

(注8) Valenzuela, Arturo, *Political Brokers in Chile: Local Government in a Centralized Polity*, デューラム(ノースカロライナ), Duke University Press, 1977年, 5～6ページ。

(注9) 石川 前掲書。

(注10) 山口 前掲書 222ページ/Sartori, 前掲論文。

(注11) Gil, 前掲書, 215～219ページ/石川 前掲書 27～28ページ。

(注12) 石川 前掲書 28ページ。なお、チリにおける従来の「累積連記投票制」とこのドント式の「比例代表制」の投票方式の違いであるが、前者では投票人は投票用紙に定数一杯の候補者名を書く「連記制」であるのに対し、後者ではすでに投票用紙に印刷されている全候補者のうちから投票したい候補者1名に印をつける「単記制」である点にある。第4表の6.バルバライソ区、7.サンティアゴ1区のように大選挙区も存在したが、「単記制」に変わりはない。これは選挙区が基本的に「中選挙区」であったからかも知れない。要するに、「比例代表制」ではあっても、具体的な候補者を選出するのであって、投票人が政党に投票する「大選挙区制」に特徴的な、「候補者の顔が見えない」とされる、政党が優先順位をつけて提出する候補者名簿にしたがって、当選が確定されるいわゆる「拘束名簿式」ではないのである。

(注13) Alessandri Palma, 前掲書, 198ページ。

(注14) Cruz-Coke, 前掲書, 26ページ。

(注15) 同上。ただし、この普通選挙制度が完全に実施されたのは1970年9月の大統領選挙の際ではなく、翌71年4月の地方選挙からであった。

(注16) 同上書 26～27ページ。

(注17) 同上書 45～50ページ。

(注18) 同上書 41～43ページ。ここで議会選挙について触れていないのは、資料が筆者の手元にないためである。

(注19) Burnett, Ben G., *Political Groups in Chile: The Dialogue between Order and Change*, オースチン, University of Texas Press, 1970年, 178～181ページ。

(注20) Cruz-Coke, 前掲書, 45～50, 78ページ。本書にはこの56政党の一覧表が掲載されている。ただし、別の資料によれば、62の政党が議会に議員を送ったとある。Bertelsen Repetto, Raúl, "Antecedentes electorales en la elaboración de la Constitución de 1980," *Revista de Ciencia Política*, edición especial, 1988年9月。

(注21) Cruz-Coke, 同上書, 75ページ。

(注22) *Revista Ercilla*, 第2000号, 1973年/Grayson, George, *El Partido Demócrata Cristiano Chileno*, ブエノス・アイレス, Editorial Francisco Aguirre, 1968年, 321ページ。

(注23) 同上誌。

(注24) 1925年から73年までに12回の議会議員選挙が行なわれたことはすでに見た。この12回の選挙で1749名の下院議員が選出されたが、そのうち無所属議員は14名(0.8%)にすぎなかった。Bertelsen Repetto, 前掲論文。

(注25) Cruz-Coke, 前掲書, 29～31ページ。

(アジア経済研究所地域研究部)